

# 院内感染防止対策に関する取り組み

## I 感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、病院にかかわる全ての人々を感染から守るために、病院全体で感染防止対策に取り組みます。

## II 感染防止対策に関する取組事項

### 1. 院内感染防止対策の組織

- 感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、月1回会議を開催し、感染防止対策に関する事項を検討共有しています。
- 院内感染防止対策の活動推進のために、感染制御チーム(ICT<sup>\*</sup>)は、定期的な院内ラウンドや、感染対策に関する問題に迅速に対応しています。○<sup>\*</sup>Infection Control Team

### 2. 感染対策防止対策の推進

職員の院内感染対策マニュアルの遵守に働きかけて行きます。

### 3. 抗菌薬適正使用支援推進

抗菌薬適正使用支援チーム(AST<sup>\*</sup>)は、抗菌薬届出制・登録制の適正運用、ラウンド、抗菌薬の使用状況をフィードバックし支援していきます。○<sup>\*</sup>Antimicrobial Stewardsip Team

### 4. 厚生労働省サーベイランスに参加

データ分析結果を院内へフィードバックすると共にアウトブレイクの早期察知とケアの改善に努めます。

### 5. 感染防止対策 職員教育

- 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底するため、全職員対象研修会を開催し、全職員が年2回以上受講する事による、知識・技術の向上に努めます。
- 抗菌薬適正使用支援に関する研修会を年2回開催し、全職員への啓発、特に医師・看護師・医療技術部門は必須受講とし、適切な抗菌薬使用支援の普及に努めます。

### 6. 院内感染発生時の対応

- 耐性菌や院内感染対策上問題となる、病原性微生物を検出した場合は、検査

室から主治医及び感染対策科に報告し、経路別感染対策の早期実施と共に、院内感染対策委員会や感染制御チームで共有します。

- 院内感染が疑われる事例の発生時には、ICTは迅速に現場の状況確認、感染防止対策の徹底、疫学的調査を行い、感染拡大を防止します。必要に応じ、地域の連携医療機関や保健所と速やかに連携対応いたします。
- 新興感染症発生時に行政の要請を受け、感染症患者の受入体制と汚染及び清潔区域のゾーニング体制の整備、充実に努め、安全に配慮し対応いたします。

### 7. 患者さまへの情報提供

感染防止対策の啓蒙に関して、ポスター掲示やHPを通じて情報提供を行います。

### 8. 地域連携

- 当院は、感染対策向上加算1を算定しています。
- 感染対策向上加算2・3施設、及び外来感染対策向上加算施設とのカンファレンスや施設訪問、相談機能の活用により、感染防止対策の整備、技術/知識の普及に努めます。
- 保健所や地域の医師会、連携医療機関と連携し、新興感染症の発生を想定した訓練を実施いたします
- 感染対策向上加算1算定施設と相互評価を行い、感染防止対策の質の向上に努めます。

### 9. その他

職員が感染源とならないため、ワクチン接種に努めると共に、職員個々が健康管理に留意します。